

静岡県告示第378号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年5月7日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年5月7日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
吉沢金谷線	島田市神谷城字フリヤ海戸 1392 番の9から 島田市神谷城字鎧塚 1374 番の7まで	令和6年5月7日

=====

静岡県告示第379号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年5月7日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年5月7日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
袋井春野線	周智郡森町睦実字谷口 2725 番の2から 周智郡森町睦実字谷口官有無番地まで	令和6年5月7日